

JIP2015 と JIP2018 における労働データ推計方法の主な変更点

牧野 達治

1. コントロールトータルの一部変更

JIP2015 は SNA 経済活動別分類に集計した就業者数, 雇用者数, 雇用者労働時間を国民経済計算(フロー編 V. 付表 (3) 経済活動別の就業者数・雇用者数, 労働時間数)に合わせれていたが, JIP2018 では合わせておらず, 就業者数, 雇用者数については労働力調査(副業を別途推計し加算), 雇用者労働時間は毎月勤労統計調査に合わせている。

2. データソースの一部変更

JIP2015 の非製造業における産業別就業者数推計では事業所・企業統計調査, 経済センサス基礎調査を主に利用していたが, JIP2018 では主に国勢調査を利用し, 事業所・企業統計調査, 経済センサス基礎調査は補完的な利用に留めた。

また, JIP2015 では産業別パートタイム労働者の属性構成(性, 年齢)の情報として賃金構造基本統計調査を主に利用していたが, JIP2018 では就業構造基本調査を利用している。

3. パートタイム労働者・短時間労働者に関する補正

賃金構造基本統計調査によるパートタイム労働者・短時間労働者の 2004-2005 年におけるデータには比較的大きな変動があるが, JIP2015 では特に補正せず利用していた。JIP2018 では毎月勤労統計調査による 2004-2005 年のデータで補正した上で利用している。

4. 属性間賃金・労働時間格差の推計方法の変更

JIP2015 の属性間賃金・労働時間格差は毎年の賃金構造基本統計調査のデータの 3 か年移動平均に基づいていたが, JIP2018 では毎年の賃金構造基本統計調査のデータをそのまま利用している。

5. 企業規模別データの活用

JIP2015 では賃金構造基本統計調査の企業規模計のデータのみを利用していたが, JIP2018 では企業規模別のデータも利用している(例 1994 年から 2003 年における賃金構造基本統計調査の郵便・電気通信業(民・公営計)について, 企業規模 1000 人以上の賃金・労働時間を JIP75 郵便業, 企業規模 1000 人未満の賃金・労働時間を JIP78 通信業に適用)。